

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第47号

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則（平成31年秋田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を「農地利用最適化推進事業実施要綱」に、「交付金（以下「交付金」を「補助金（以下「補助金」に改める。

第3条第1項、第4条および第7条中「交付金」を「補助金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市農業委員会の委員等の報酬に関する規則の規定は、令和8年度以後の年度分の年額の報酬について適用する。